

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第70号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事故等の届出)</p> <p>第13条 [略]</p>	<p>(事故等の届出)</p> <p>第13条 [略]</p> <p> <u>(一時保護委託者の登録の申請)</u></p> <p>第13条の2 <u>法第34条の22第1項に規定する申請書は、別に定める様式による一時保護委託者登録申請書によらなければならない。</u></p> <p> <u>(登録一時保護委託者の登録事項の変更の届出)</u></p> <p>第13条の3 <u>法第34条の23の規定による届出は、別に定める様式による登録一時保護委託者登録事項変更届出書により行わなければならない。</u></p> <p> <u>(登録一時保護委託者の登録の消除の申出)</u></p> <p>第13条の4 <u>省令第36条の51の規定による消除の申出は、別に定める様式による登録一時保護委託者登録消除申出書により行わなければならない。</u></p>
<p>別表第1（第23条関係）</p> <p> 徴収額</p> <div><p>[略]</p></div> <p>備考1 [略]</p> <p> 2 所得割の額の算定方法は、次に定めるところによる。</p> <p> (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、<u>第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項</u>の規定は、適用しないものとする。</p> <p> (2)・(3) [略]</p> <p> 3 [略]</p> <p> 4 法第50条第6号の2、第7号及び第7号の3に規定する費用から別に定めるところによる民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費<u>及び一時保護実施特別加算費</u>を控除した</p>	<p>別表第1（第23条関係）</p> <p> 徴収額</p> <div><p>[略]</p></div> <p>備考1 [略]</p> <p> 2 所得割の額の算定方法は、次に定めるところによる。</p> <p> (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項及び<u>第5条の4第5項</u>の規定は、適用しないものとする。</p> <p> (2)・(3) [略]</p> <p> 3 [略]</p> <p> 4 法第50条第6号の2、第7号及び第7号の3に規定する費用から別に定めるところによる民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、<u>社会的養護従事者処遇改善加算費</u>、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費、<u>一</u></p>

額がこの表に定める額に満たない場合は、当該控除した額をもってこの表に定める額とする。

5～8 [略]

別表第2（第23条関係）

徴収額

[略]

備考1 [略]

2 所得割の額の算定方法は、次に定めるところによる。

（1） 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。

（2）・（3） [略]

3～9 [略]

別表第3（第23条関係）

徴収額

[略]

備考1 [略]

2 所得割の額の算定方法は、次に定めるところによる。

（1） 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。

（2） [略]

3～6 [略]

時保護実施特別加算費及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費を控除した額がこの表に定める額に満たない場合は、当該控除した額をもってこの表に定める額とする。

5～8 [略]

別表第2（第23条関係）

徴収額

[略]

備考1 [略]

2 所得割の額の算定方法は、次に定めるところによる。

（1） 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は、適用しないものとする。

（2）・（3） [略]

3～9 [略]

別表第3（第23条関係）

徴収額

[略]

備考1 [略]

2 所得割の額の算定方法は、次に定めるところによる。

（1） 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は、適用しないものとする。

（2） [略]

3～6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。